

1 目的と位置づけ

■ 1-1 策定の目的

本市には、鬼怒川、田川や水田等をはじめとする豊かな自然・田園景観、またそのかなたに聳える筑波山の景観、数多くの史跡や中世城下町の姿をとどめる見世蔵などの歴史景観、結城駅周辺の新しい市街地景観及び国道等幹線道路沿いの沿道景観など、多様な景観が共存して見られます。

また、歴史資源を活用した観光施策の展開や中心市街地活性化施策等との連携、市街地北部に関する「景観形成ガイドライン」策定など、良好な景観形成に向けた取り組みも積極的に行っています。

しかしながら、現段階では市全域を対象とした景観に関する指針はなく、例えば、工業団地地区や集落部等市街化調整区域においては、景観に係る誘導・保全方策等が明示されていないことから、今後、総合的な景観行政を展開・推進していくため、既定の指針に加え、市全域を対象とした総合景観形成ガイドラインを定めることが必要と考えられます。

このため、本市における将来の景観づくりを見据えながら、地域資源を活用した結城らしいまちづくりを推進するために、市全域を対象とした「総合景観形成ガイドライン」の策定するものです。

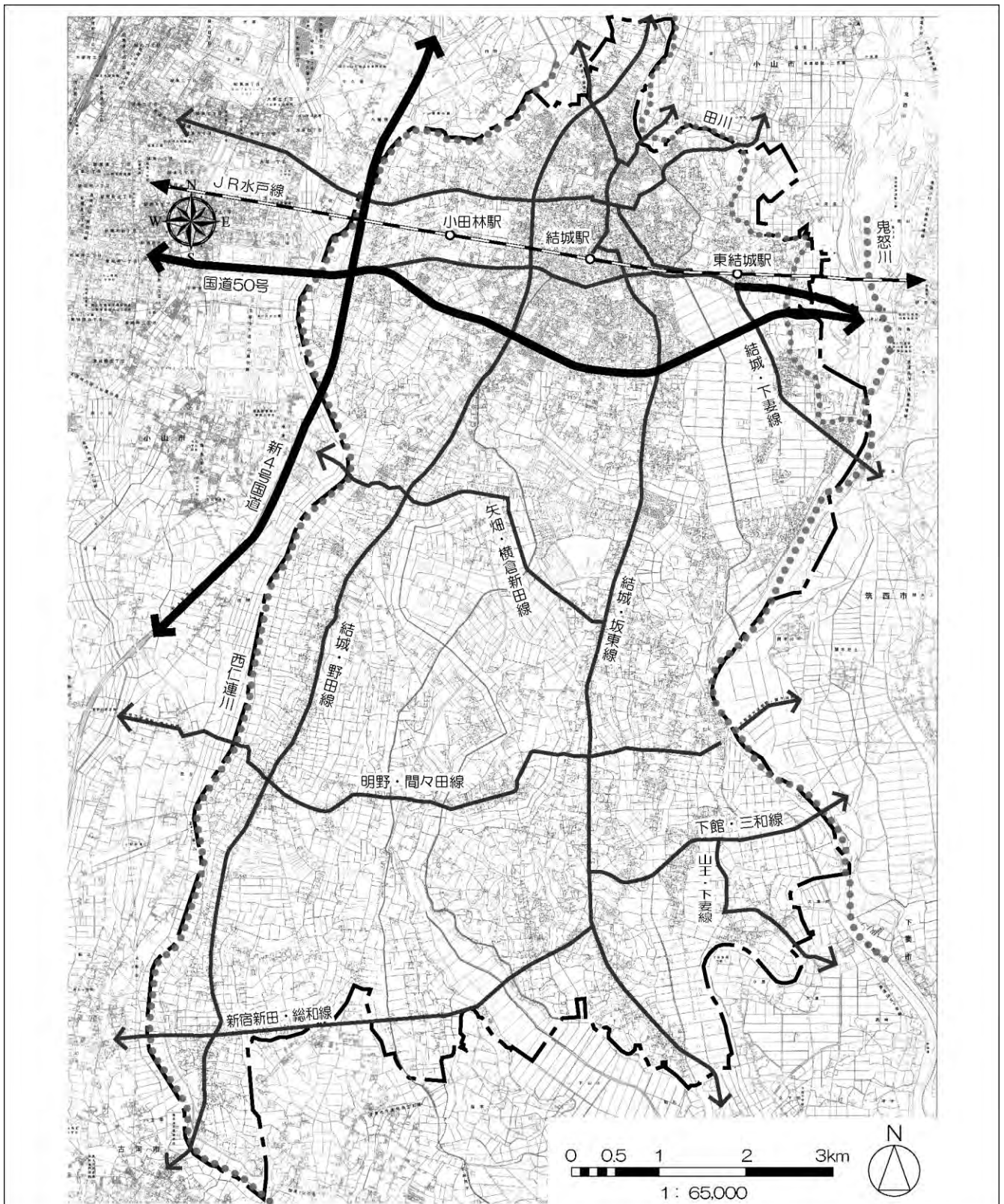
■ 1-2 対象区域

ガイドラインの対象区域は、市全域（6,584ha）とします。

また、平成23年8月に策定した「景観形成ガイドライン」の対象区域である北部市街地（中心市街地及び北部市街地の175ha）については、本ガイドラインとの整合を図るものとします。

【次頁参照】

■ 対象区域図（結城市全域：6,584ha）



-  対象区域
-  国道
-  県道、主要地方道
-  JR水戸線
-  河川

■ 1-3 位置づけ

本ガイドラインは、市の概況や景観特性、景観形成における課題などを踏まえ、市の将来の景観づくりを見据えながら、景観形成の基本方向、および今後の取り組みの方向を示す指針として、市全域を対象とした「結城市総合景観形成ガイドライン」となるものです。

また、結城市総合景観形成ガイドラインの策定にあたっては、第5次結城市総合計画（平成23年3月策定）及び結城市都市計画マスタープラン（平成15年3月策定）などの上位関連計画や、景観関連計画である結城市景観形成ガイドライン（北部市街地）（平成23年8月策定）との整合を図るものとします。

ガイドラインは法的な拘束力を持ちませんが、公共施設等の整備を行う際に先導的な視点から景観形成を推進するとともに、市民や事業者への周知等を図ることにより、開発（建築物等の新築や建替え）の際に周辺と調和した良好な景観形成や緑化、地区計画制度等を活用したまちのルールづくりを誘導・促進するものとなります。

■ 1-4 上位関連計画の整理

（1）第5次結城市総合計画 [平成23年3月策定]

総合計画は、行政運営の基本方針として市の最上位計画に位置づけられている計画であり、将来のまちづくりの基本理念、目指すべき都市像、その都市像を実現するための政策の方向性、具体的施策などが体系化され、それに取り組む行動の指針を明示するものです。

【将来都市像】本市の豊富な地域資源を活用したまちづくりを市民とともに進め、誰もが住みやすい、活力のあるまちを創造することを目指す。

みんなでつくる活気と風情のある快適なまち・結城

【基本目標】 将来都市像の実現に向けて

- ともに支えあい、安心して暮らせる社会福祉の充実
- 安全で住みやすさを実感できるまちづくり
- 歴史と自然を育む活力あるまちづくり
- 未来を担う子どもと地域を支える市民を育むまちづくり
- 協働で進める持続可能なまちの実現

【都市空間整備構想】 豊かな自然や田園環境との共生と美しい快適な環境の創造を目指す

[基本方針]

- 安全安心に暮らせるまちづくり
- 豊かな地域資源を活用したまちづくり
- 快適に暮らせるコンパクトなまちづくり
- 未来を担う子どもと地域を支える市民を育むまちづくり

[主な都市機能の配置]

■ 商業ゾーン

結城駅を中心とした商業地では、歴史的資源等を活用した商業の活性化、都市的利便性の向上、さらに市民活動の拠点としての活用を図り、人々が集い、にぎわう空間づくりを進めます。

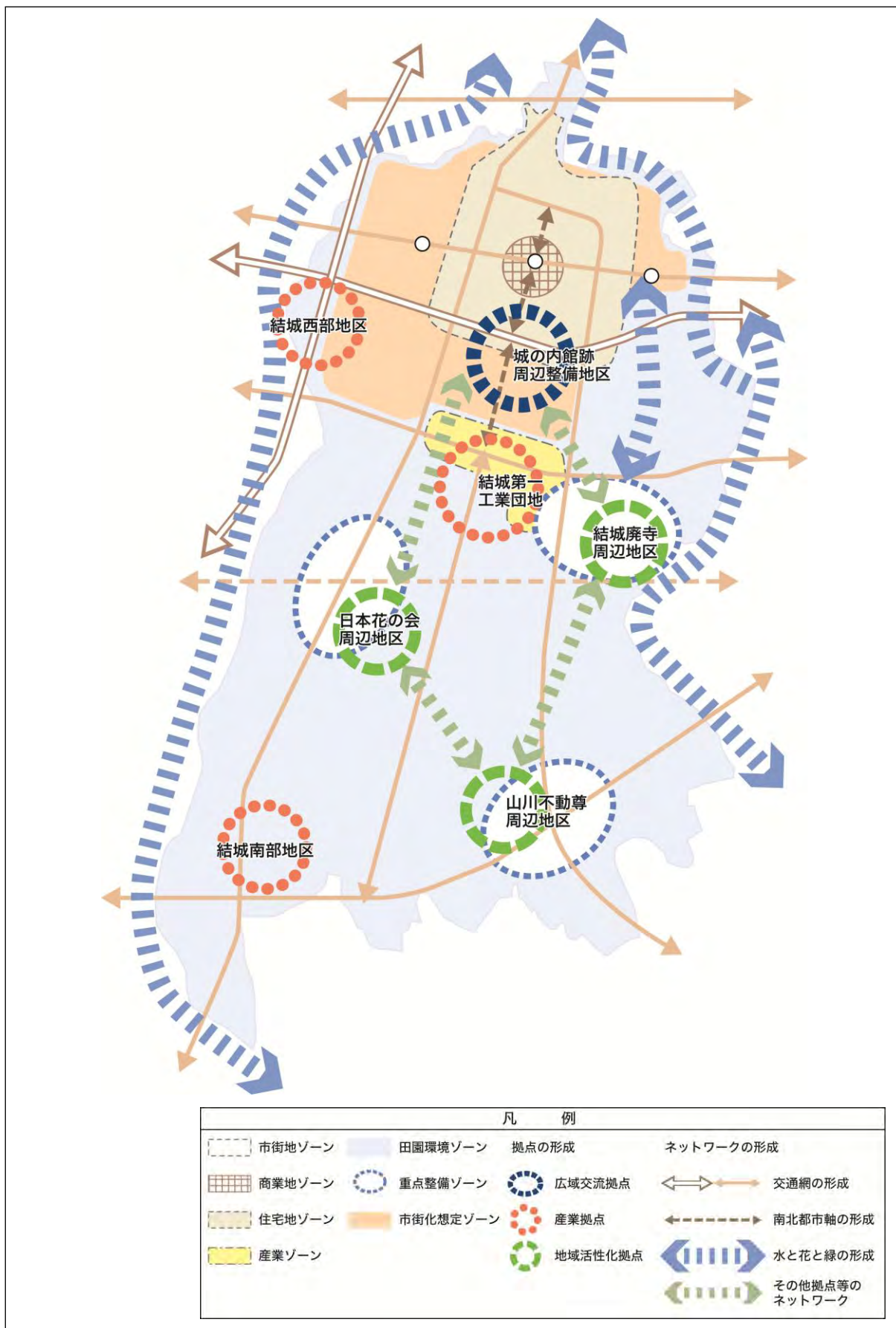
■ 住宅地ゾーン

商業地ゾーンの周辺市街地は、地区特性を踏まえた良好な住環境の形成を図ります。北部地区は、歴史的風情のある住宅地として、また南部地区は近代的・計画的な住宅地としての形成を図ります。

■ 広域交流拠点

国道50号線の広域的な交通を受けとめ都市の発展につなげるため、シビックセンターゾーンや広域商業サービス集積地、城の内館跡周辺整備地区、鹿窪運動公園等の拠点性の強化を図ります。

■ 都市空間整備構想図



（２）結城市都市計画マスタープラン〔平成15年3月策定〕

結城市都市計画マスタープランは、平成15年3月策定にされ、景観については全体構想の「歴史と文化・景観まちづくりの方針」に定められています。

また、地域別構想においては「結城北部地区」「結城南部地区」「結城西部地区」「結城東部地区」「江川地区」「上山川地区・山川地区」の6つの地区に区分し、各地区のまちづくり構想について定めています。

【歴史と文化・景観まちづくりの方針】

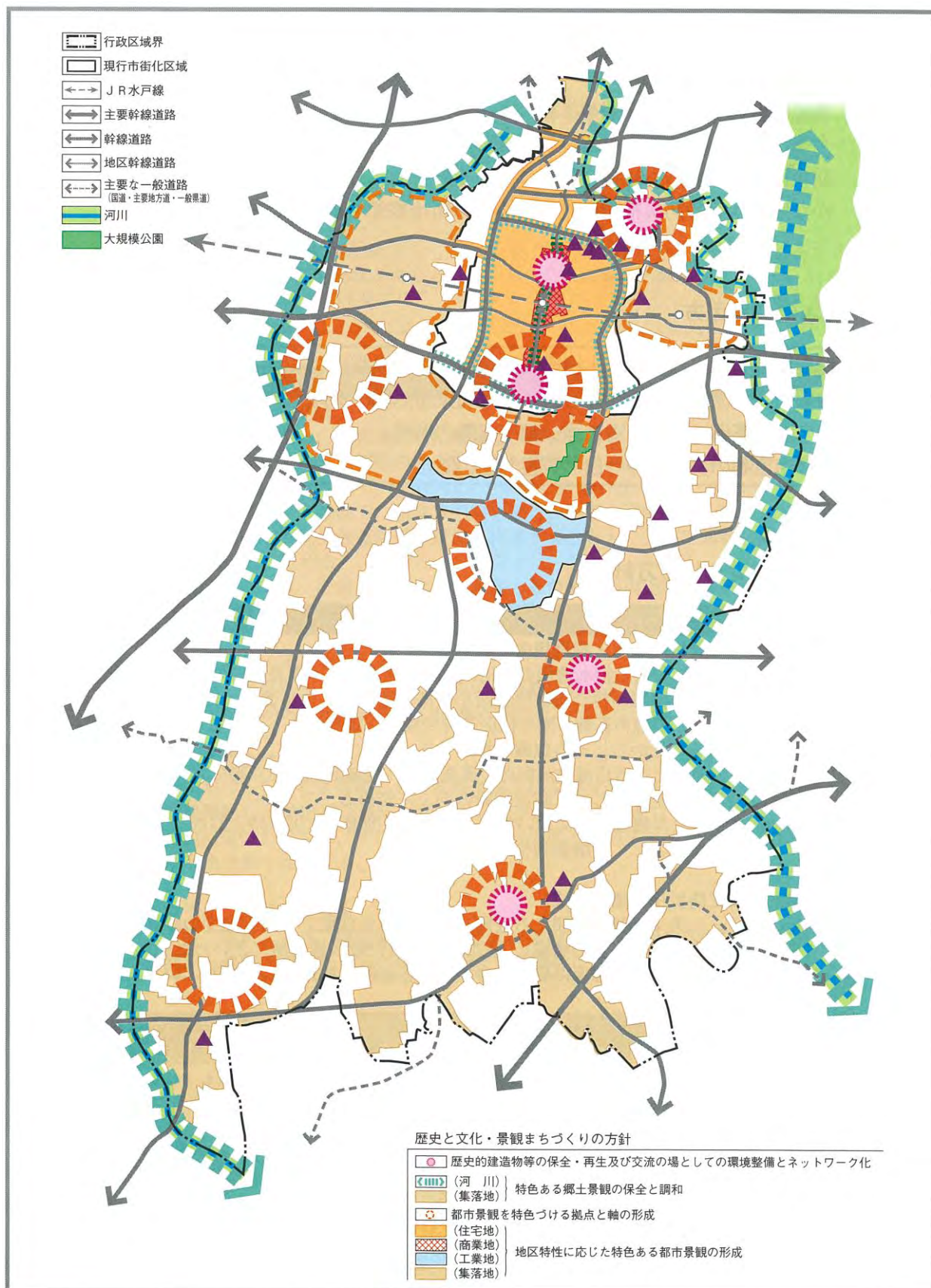
[基本的な考え方]

- 結城らしさあふれる環境資源（自然・歴史・文化等）と調和した景観まちづくりの推進
- 拠点・軸・地区の特性に応じた魅力ある景観構造の形成

[方針]

- ① 環境の質を高める歴史的・文化的資源の保全・整備と交流ネットワークの形成
 - ◆ 歴史的建造物等の保全・再生
 - ・本市を代表する歴史的な建造物等については、今後ともその保全を積極的に推進するとともに、後世にその価値を的確に継承するよう再生に努める。
 - ◆ 歴史・文化的環境とふれあえる交流の場の整備とネットワーク化
- ② 特色ある景観都市構造の形成
 - ◆ 特色ある郷土景観の保全と調和
 - ・鬼怒川や広大な農地など結城市を特色づける骨格的な郷土景観の保全を基本としながら、それらと調和した結城固有の美しい都市景観の形成に努める。
 - ◆ 都市景観を特色づける拠点と軸の形成
 - ・本市の都市景観を形成する各種拠点を景観形成拠点として位置づけ、それぞれの特性を踏まえた特色ある景観整備を図り空間的に特徴を強調する。
 - ・拠点を連絡する軸・ネットワークを景観形成軸として位置づけ、主要道路においては、街路樹等の設置による緑化や沿道景観の誘導を図るとともに、河川においては、親水性の高いオープンスペースの整備、堤防部の緑道化及びアメニティ性の高い親水護岸の整備等によりふれあいの水辺景観を形成する。
 - ◆ 地区特性に応じた特色ある都市景観の形成
 - ・各地区の特性を踏まえながら、地区計画や緑化協定の導入等各地区独自のルール化に努め、個性的で美しい景観形成を計画的に誘導する。
 - ・住宅地においては、シンボルツリーの設置や生け垣等の緑化の促進、空き地を活かしたポケットパークの整備等など修復的な景観整備を促進し、暮らしに身近なうらやましい住宅地景観を形成する。
 - ・商業地においては、商業施設の建築デザイン・屋外広告物・サイン等の統一、緑化などによるうらやましい歩行空間の演出や回遊性の確保、歴史・文化的資源の公園化等を促進し、賑わいのある商業地景観を形成する。
 - ・工業地においては、環境景観協定等の導入により、建物の更新や新規工場の立地時における工場施設などのデザインの向上、敷地内緑化の促進や街路樹などの緑地空間の充実等を促進し、創造性あふれる工業景観を形成する。
 - ・集落地においては、建築形態や建築素材の統一・最低敷地規模の制限・敷地内緑化の促進、農地・河川などの自然環境の保全、集落地内の主要な道路の緑化やその沿道景観整備、公共施設等の整備時における集落景観の特性や自然環境に調和した形態・素材の採用などに努め、落ち着きのある自然性豊かな集落地景観を形成する。

■ 歴史と文化・景観まちづくりの方針図



（３）結城市景観形成ガイドライン（北部市街地）〔平成23年 8 月策定〕

結城市景観形成ガイドライン（北部市街地）は、平成23年 8 月に策定され、市北部の中心市街地におけるそれぞれの地域特性や実情に応じた、効果的な景観形成の誘導を図ることを目的に、景観形成の基本方針や景観区分ごとの景観形成ガイドライン等について示したものです。

【景観形成の基本方針】

〔景観形成の基本目標〕

- 自然と調和した水と緑あふれる景観づくり【自然景観】
 - ・ 貴重な自然環境と調和した安らぎとうるおいのある、水と緑にふれあえる、豊かさや快適さを実感できる景観づくりを進めます。
- 歴史・文化を伝える風格ある景観づくり【歴史・文化景観】
 - ・ 歴史・文化的な地域資源を保存・活用し、誇れる地域固有の歴史・文化を次の世代に引き継いでいく、風情豊かで落ち着きのある景観づくりを進めます。
- まちなかの魅力とにぎわいある景観づくり【中心商業地景観】
 - ・ 結城のまちの顔として、市民の生活の場、観光交流の場となる、魅力とにぎわいのある、歩いて楽しく回遊できる景観づくりを進めます。
- ゆとりある心地よい景観づくり【市街地景観】
 - ・ 住商工の多様な施設が調和した、まとまりのある街並み形成とともに、緑豊かでゆとりある、快適で住みやすい市街地の景観づくりを進めます。
- メリハリのある景観づくり【シンボル景観】
 - ・ 結城らしさの創出や都市空間の質の向上とともに、景観構造を際立たせ、メリハリやシンボル性の高い景観づくりを進めます。
- みんなで守り・つくり・育てる景観づくり【市民協働】
 - ・ 市民一人ひとりの景観に対する意識を高めるとともに、市民・事業者・行政の協働により、結城の美しい街並みをみんなで守り・つくり・育てる景観づくりを進めます。

〔景観形成の視点〕

- ① まもる（保全）
 - 自然的環境や歴史・文化的資源を継承し、大切に守ること
- ② そだてる（育成）
 - 時間の経過やプロセスを大切に調和のとれた景観を育てること
- ③ つくる（創造）
 - 新しい価値観で結城にふさわしい個性と魅力ある景観を創り出すこと
- ④ いかす（活用）
 - 良好な景観や様々な景観要素を活かして魅力的な景観を形成すること
- ⑤ ととのえる（修景・除去）
 - 景観を損ねている部分を取り除いたり、直して、景観を整えること
- ⑥ つなぐ（ネットワーク）
 - 景観要素をつなげて連続した、まとまりのあるまちなみを形成すること

■ 景観形成方針図

